（原子炉技術研修課の所掌事務）
第二十八条　原子炉技術研修課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　原子力利用における安全の確保に関する研修の企画及び立案並びに実施に関する事務のうち原子炉運転シミュレータに係るものに関すること。
二　前号に掲げる事務に関し必要な調査及び研究に関すること。

（国際研修課の所掌事務）
第二十九条　国際研修課は、センターの所掌事務に係る国際関係事務（人材育成課、規制研修課及び原子炉技術研修課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（総括指導官及び上席指導官の職務）
第三十条　総括指導官は、命を受けて、原子力利用における安全の確保に関する人材の育成及び研修についての指導に関する事務を行い、並びに上席指導官の行う事務を総括する。
2　上席指導官は、命を受けて、前項に規定する指導に関する事務を行う。

第三十一条　［略］

附　則

（監視情報課地方放射線モニタリング対策官の設置期間の特例）
2　第十八条第一項の地方放射線モニタリング対策官のうち一人は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（長官官房首席技術研究調査官の設置期間の特例）
3　第二十条第一項の首席技術研究調査官のうち四人は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（原子力規制部安全規制調整官の設置期間の特例）
4　第二十二条第一項の安全規制調整官のうち一人は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国際研修課の所掌事務）
第二十八条　国際研修課は、センターの所掌事務に係る国際関係事務（人材育成・研修企画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（管理課の所掌事務）
第二十九条　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　センターの職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関すること。
二　所長の官印及び所印の保管に関すること。
三　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
四　センターの所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
五　センター所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
［条を加える。］

（総括指導官及び上席指導官の職務）
第三十条　［略］

附　則

（監視情報課地方放射線モニタリング対策官の設置期間の特例）
2　第十八条第一項の地方放射線モニタリング対策官のうち一人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。
［項を加える。］

庁令

○海上保安庁令第一号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第三十三条の二の規定に基づき、海上保安大学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　海上保安庁長官　中島　敏

海上保安大学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第五条の三　（略）	**第五条の三**　（略）
2　センターにおいては、教授、准教授、助教及び講師が行う研究及び教育のうち、次に掲げる事務をつかさどる。	2　センターにおいては、教授、准教授、助教及び講師が行う研究及び教育のうち、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　外国の海上保安機関において海上保安業務に係る実務に従事する者が当該海上保安業務を遂行するために必要な教育（以下「センター国際教育」という。）に関すること。	（新設）
3～13　（略）	3～13　（略）